

うるま市低入札価格調査制度実施に関する訓令(平成17年うるま市訓令第27号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(調査基準価格)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 調査基準価格は、別表に基づき算定するものとする。<u>予定価格は、予定価格の決定前は設計金額とする。</u></p> <p>(予定価格調書への調査基準価格の記載)</p> <p>第4条 対象工事等に係る競争入札を執行するときは、予定価格が記載された下に「調査基準価格 円」と記載し、さらにその下に当該基準価格に<u>105分の100を乗じて得た額</u>を「入札書比較価格 円」と記載しておくものとする。</p> <p>(調査の実施)</p> <p>第7条 事業担当課は、前条の規定により落札者の決定が保留されたときは、次の各号に掲げる事項について、調査基準価格を下回る入札者から指定の日時に事情聴取を行い、<u>関係機関への照会</u>をする等の調査を行うものとする。<u>ただし、第10号、第13号及び第14号に係る事項は、入札参加資格審査担当課(以下「資格審査担当課」という。)が調査するものとする。</u></p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) <u>経営内容</u></p> <p>(11) <u>前各号により事情聴取した結果についての調査検討</u></p>	<p>(調査基準価格)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 調査基準価格は、別表に基づき算定するものとする。_____</p> <p>(予定価格調書への調査基準価格の記載)</p> <p>第4条 対象工事等に係る競争入札を執行するときは、予定価格が記載された下に「調査基準価格 円」と記載し、さらにその下に当該基準価格に<u>消費税及び地方消費税相当額を除いた価格</u>を「入札書比較価格 円」と記載しておくものとする。</p> <p>(調査の実施)</p> <p>第7条 事業担当課は、前条の規定により落札者の決定が保留されたときは、次の各号に掲げる事項について、調査基準価格を下回る入札者から指定の日時に事情聴取を行い、<u>関係部署及び関係機関への照会</u>をする等の調査を行うものとする。_____</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) <u>前号の公共工事の成績状況</u></p> <p>(11) <u>経営状況(取引金融機関、保証協会等への照会)</u></p>

(12) 第9号の公共工事の成績状況

(13) 経営状況(取引金融機関、保証協会等への照会)

(14) 信用状態(建設業法違反の有無、賃金不払の状況、下請代金の支払遅延状況等)

(15) その他必要事項

2 事業担当課は、前項の調査内容について、低入札価格調査票(様式第1号)を作成し、資格審査担当課に提出するものとする。提出を受けた資格審査担当課は、次条に規定する低入札価格調査委員会に提出し、その審査を受けるものとする。

3 前項提出した資料の説明は、各々調査した課の長又は命ぜられた職員が行うものとする。

(低入札価格調査委員会)

第8条 低入札価格調査の実施に当たり、前条第2項の審査を行うため、低入札価格調査委員会(以下「調査委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は副市長、副委員長は調査委員会の庶務を担当する課を所管する部長、委員は建設部長、企画部長、総務部長、経済部長、教育委員会教育部長、水道部長をもって充てる。

4～7 (略)

(12) 信用状態(建設業法(昭和24年法律第100号)違反の有無、賃金不払の状況、下請代金の支払遅延状況等)

(13) その他必要事項

2 事業担当課は、前項の調査内容について、低入札価格調査票(様式第1号)を作成し、低入札価格調査委員会(以下「調査委員会」という。)に提出するものとする。

(調査委員会の設置)

第8条 低入札価格調査の実施に当たり、前条第2項の審査を行うため、調査委員会を設置する。

2 調査委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は副市長、副委員長は都市建設部参事、委員は都市建設部長、企画部長、総務部長、経済部長、教育委員会教育部長、水道部長をもって充てる。

4～7 (略)

8 調査委員会は、必要があると認めるときは、事業担当課に対し、説明を求めることができる。

8 (略)

9 調査委員会の庶務は、うるま市建設工事等指名業者選定委員会規程(平成17年うるま市訓令第25号)に規定する課において行うものとする。

(情報の公開等)

第12条 市長は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第8条及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令(平成13年政令第34号)第7条の規定により、低入札価格調査制度に係る次の各号に掲げる事項について、資格審査担当課において閲覧の方法により公表するものとする。

(1) 調査基準価格は、入札者及び入札結果表の閲覧をもって公表する。

(2) 最低の価格をもって落札者とせず、次の順位の者を落札者とした場合又は落札者がいない場合の経緯及びその理由は、調査経緯表(様式第5号)をもって閲覧の方法により公表する。

別表(第3条関係)

【別記1 参照】

9 (略)

10 調査委員会の庶務は、都市建設部検査課

\_\_\_\_\_において行うものとする。

(情報の公開等)

第12条 うるま市工事請負契約に係る入札結果等の公表に関する規程(平成17年うるま市告示第10号)

\_\_\_\_\_により、低入札価格調査制度に係る次の各号に掲げる事項について、\_\_\_\_\_公表するものとする。

(1) 調査基準価格は、入札者及び入札結果表\_\_\_\_\_をもって公表する。

(2) 最低の価格をもって落札者とせず、次の順位の者を落札者とした場合又は落札者がいない場合の経緯及びその理由は、調査経緯表(様式第5号)をもって\_\_\_\_\_公表する。

別表(第3条関係)

【別記1 参照】

【別記1】

現行

項	調査基準価格算定方法
1	<p>次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>① 直接工事費×1.00</p> <p>② 共通仮設費×0.90</p> <p>③ 現場管理費×0.80</p> <p>④ 一般管理費×<u>0.60</u></p> <p>ただし、その額が<u>予定価格の10分の9を超える場合は、予定価格に10分の9を乗じた額とし、予定価格の10分の7に満たない場合は、予定価格に10分の7を乗じた額とする。</u></p>
2	<p>前項により算出が困難な特殊工事については、<u>予定価格の10分の9から10分の7の</u>_____範囲内で定めることができるものとする。</p>

改正後（案）

項	調査基準価格算定方法
1	<p>次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>① 直接工事費×1.00</p> <p>② 共通仮設費×0.90</p> <p>③ 現場管理費×0.80</p>

	<p>④ 一般管理費×<u>0.70</u></p> <p>ただし、その額が_____予定価格の10分の7に満たない場合は、予定価格に10分の7を乗じた額とする。</p>
2	<p>前項により算出が困難な特殊工事については、予定価格の_____10分の7を下回らない範囲内で定めることができるものとする。</p>